



令和6年9月12日

令和7年度 予算編成方針



1 国・県の経済状況と動向

我が国を取り巻く経済情勢は、内閣府が令和6年8月29日に発表した月例経済報告によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」を掲げ、令和7年度予算編成に向けた考え方としては、「①持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化、②経済再生と財政健全化の両立を図るための中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成、③持続的・構造的賃上げの実現や少子化対策・こども政策の抜本的強化などを含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速といった重要政策課題への必要な予算措置、④中長期視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める。」としている。

一方、神奈川県の場合としては、財務省関東財務局横浜財務事務所による令和6年7月判断の経済情勢報告によると、「県内経済は、回復に向けたテンポが緩やかになっている」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が持ち直す中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、県が令和6年9月9日に公表した令和7年度当初予算編成方針における、令和7年度の財政見通しは、「歳入面では、定額減税の影響がなくなるとともに、個人所得の増加や好調な企業収益の影響が見込まれることから、県税を中心に一定程度の増収が期待できるが、歳出面においては、過去に大量発行した

県債の償還がピークを過ぎたことにより、公債費が減少するものの、介護・医療・児童関係費や県有施設の更新等の政策的経費は増加することで、概ね550億円の財源不足を見込んでいる。」としており、このような状況を踏まえた予算編成方針は、「新かながわグランドデザイン実施計画に掲げるプロジェクトを着実に推進させるため、デジタルの力を積極的に活用し、子ども・子育て支援の取組や当事者目線の障がい福祉の実現、新たな地震防災戦略の推進など、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していかなければならない。」としている。

2 町の財政状況と今後の見通し

町の財政状況と今後の見通しとしては、歳入面では、歳入の太宗を占める町税収入が令和5年度に95億円を超え、近年のなかでは最大規模となっており、国・県ともに、今後、景気は緩やかに回復していくことが想定されていることから、町においても、引き続き堅調な町税収入が期待できるものの、景気等の影響による下振れリスクにも十分留意する必要がある。

一方、歳出面においては、令和5年度に田端西地区まちづくりの事業費がピークを迎えたほか、学校給食センター完成に伴う初年度即納金の支払いが完了するなど、近年進めてきた大規模事業に一定の目途が付いたものの、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減することができない義務的経費（人件費・公債費・扶助費）について、扶助費では、障害福祉費や児童福祉費は引き続き増加が見込まれ、また公債費においても、茅ヶ崎市消防署宮山出張所の建設や既存公共施設の更新などに伴う新たな借入に加え、マイナス金利政策の解除に伴う金利の上昇により、今後増加していくことが見込まれることから、全体では増加傾向が続くものと考えられる。それ以外の経費についても、不安定な海外情勢や円安に起因する輸入コストの増加などを要因とするエネルギー価格・物価高騰の影響等により、さらに増加していくことが見込まれる。

また、国の動きと連動して実施する、少子化対策や子ども施策の充実をはじめ、カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みといった、新たな行政課題の必要性はさらに増加することが考えられ、

これらの新たなニーズに的確に対応するために、さらなる財政需要の増加も見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続いていくものと考えられる。

3 寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画

(1) 寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画の策定

寒川町総合計画 2040 基本構想において「まちの将来像（つながる力で 新化するまち）」の実現に向けて、6つの基本目標と12の政策を位置付けている。

また、基本目標や政策を実現するために、実施計画において、目指す姿や具体的な取り組みなどを施策及び事務事業として位置づけ、その取り組みを進めてきた。

この度、令和3年度から令和6年度までの第1次実施計画期間が終了することから、第2次実施計画（令和7年度から令和10年度）の策定にあたっては、第1次実施計画の各施策に対する町民満足度アンケート結果に基づき、施策優先度を分析するとともに、社会情勢等を踏まえ、基本目標や政策実現に真に寄与する、施策目標（目指す姿）及び事務事業目標を設定する。

このことから、第2次実施計画の策定プロセスにおいては、データ等に基づき施策立案を行う「EBPM（Evidence Based Policy Making）」を推進するほか、目標達成までの道筋を可視化するロジックモデルを作成することで、妥当性のある施策及び事務事業の目標や目標指標の設定作業などに取り組んでいる。

なお、総合計画 2040 第2次実施計画の策定作業では、社会経済状況の変化等を踏まえ、先に示した次の基本的な考え方に留意して策定しているところである。

◆寒川町総合計画 2040 第2次実施計画策定における基本的な考え方

- (1) 「つながる力で 新化するまち」の実現に向けた取り組みを推進します。
- (2) マーケティング分析に基づき施策・事務事業を構築し、選択と集中を図ります。
- (3) 財源の裏付けのある計画を策定します。
- (4) 適切な目標 / 目標指標を設定し、効果的効率的な進行管理を実施します。
- (5) 地方創生に係る取り組みを推進します。
- (6) 施策責任者を明確にします。
- (7) 個別計画との整合性を図ります。

(2) 第2次実施計画期間内の計画事業費、配分調整額

令和7年度は総合計画2040第2次実施計画の初年度にあたることから、第2次実施計画策定作業とあわせて、第2次実施計画期間内の計画事業費の概算要求を実施したところ、次のとおりであった。

《計画事業費の要求状況》

(単位：千円)

年度	歳出要求額 (A)	歳入推計額 (B)	乖離額 (B) - (A)
令和7年度	20,156,469	18,045,924	△2,110,545
令和8年度	18,919,667	17,168,054	△1,751,613
令和9年度	19,292,598	17,528,507	△1,764,091
令和10年度	19,864,387	17,960,646	△1,903,741

※歳出要求額は、査定や調整等を行う前の合計額。

上表のとおり、令和7年度については、概算要求時点で歳出要求額が200億円を超え、歳入推計額と約21億円の乖離額（歳出超過）が発生しており、厳しい状況となっている。そのため、今後の予算編成作業では、令和8年度以降の財政状況も十分考慮した上で、事業費の精査等を行う必要がある。

《配分調整額（全体）》

(単位：千円)

年度	一般財源 (a)	調整額 (b)	配分調整額 (一般財源) (a) + (b)	配分調整額 (歳出額) 【参考】
令和7年度	13,136,644	△2,110,545	11,026,099	18,045,924
令和8年度	12,795,953	△1,751,613	11,044,340	17,168,054
令和9年度	12,908,108	△1,764,091	11,144,017	17,528,507
令和10年度	13,165,236	△1,903,741	11,261,495	17,960,646

※配分調整額（歳出額）は、歳出額をどの程度まで調整する必要があるのかを示す参考値

令和7年度本要求については、各施策責任者のマネジメントの下、歳出要求額の一般財源額が、別紙部別の配分調整額（一般財源）の範囲内となるよう要求を行うものとする。

調整額については、歳出要求額と歳入推計額が同額となるよう、各部の歳出額（義務的経費を除く）における一般財源比率を基に、乖離額を按分して算出している。

今後、国・県の動向等によっては、配分調整額及び歳出要求額が変動する可能性がある。

4 予算編成基本方針

町のブランドスローガン『「高座」のこころ。』にあらわされる「穏やかさ、優しさ、あたたかさ」を念頭に置き、「寒川町総合計画 2040」に掲げるまちの将来像である「つながる力で 新化するまち」の実現に向け、令和7年度の予算編成基本方針を次のとおり定めるものとする。

なお、予算要求にあたって各施策責任者（部長級職員）は、予算編成基本方針を踏まえ、各事業の必要性、効率性、優先性等を徹底的に精査し、施策間及び施策内の調整を行ったうえで、別に通知する配分調整額の範囲内で要求することを基本とする。

ただし、予算要求後に社会情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整することとする。

(1) 寒川町総合計画 2040 第2次実施計画の効率的、効果的な推進

令和7年度より第2次実施計画期間がスタートするが、引き続き、寒川町総合計画2040が掲げるまちの将来像である「つながる力で 新化するまち」の実現を目指して、第2次実施計画での各施策目標を着実に前進させるために、将来を見据えた各事務事業の効率的・効果的な推進と、各施策や各事務事業の目標指標に沿った適切かつ効率的な予算要求をすること。

(2) 社会経済情勢等の変化に対応した取り組みの推進

少子高齢化に伴う人口減少対策やエネルギー価格・物価高騰への対応、社会経済情勢が大きく変化し、複雑・多様化する町民のニーズに的確に対応していくため、地方創生や脱炭素化への取り組み、デジタルトランスフォーメーション（DX）のさらなる推進や、デジタル地域通貨の導入などを通じた町民の利便性向上・業務効率化を徹底するなど、社会経済情勢等の変化に対応した取り組みを推進すること。

(3) 持続可能な行財政運営の取り組み

限られた財源・人的資源の中、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、必要性、効率性、優先性等の観点から事業内容をゼロベースで見直すほか、民間活力の活用なども検討すること。

また、国・県などの補助事業等の情報収集に努め、補助金が活用できるよう関係機関と十分に連携や折衝を図り、積極的に財源確保に取り組むとともに、基金の有効活用、利用料や受益者負担の適正化、広告掲載等による収入の確保、保有する財源の有効活用や売却、公共施設のネーミングライツ導入など、創意工夫と多角的な視点で歳入確保を行うこと。

5 予算編成における留意事項

(1) 総括的な事項

- ①単に単年度の歳入を増やし、歳出を抑制するというだけでなく、中長期的・総合的な観点から「今やるべきことは何か」を考え、最大限町民の幸せと誇り（住民福祉の増進）につながることを前提にすること。
- ②まちの将来像である「つながる力で 新化するまち」を実現するため、これまで以上に協働によるまちづくりを推進し、行政のみによる取り組みだけではなく、町民や町内外の民間企業、団体の協力を得て共に取り組むことでより高い効果が見込める事務事業がないか再確認すること。
- ③少子化・人口減少対策、業務 DX の推進、公共施設マネジメントや脱炭素化の推進などの様々な社会的な変化に対応できるよう、現行の執行方法も含めて費用を見直し、真に必要な要求額とすること。
- ④総合計画 2040 第 2 次実施計画の策定に向け、各部課等で作成した「施策目標」や「組織目標」を踏まえ、目標達成に向けて、より効果的な事業推進が図られるようにすること。
- ⑤予算要求にあたっては、各事業の妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき行うとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、目的及び目標等を明らかにしておくこと。
- ⑥部課等の長は、部・課を経営する「経営者の立場」あるいは「部・課内を総括する立場」として施策・事業を掌握し、特に部等の長においては施策の責任者であることから、全ての要求額を費用対効果の視点も踏まえて精査すること。

(2) 歳入に関する事項

- ①町税については、今後の景気動向、企業の業績、税制改正をめぐる様々な論議を注視するとともに、的確な課税客体の把握に努めること。さらに、課税客体の現況と課税上の取扱いの整合性を再確認し、適正課税の確保に努めること。
また、町税や保険料等の収入未済額については、負担公平の原則から縮減に向けてあらゆる努力をし、収納率の向上に一層の取り組みの強化を図り、積極的な税収確保に努めること。特に、時効等により徴収不納とならないよう注意を払うこと。
- ②分担金及び負担金については、事業の性格、実施規模、他市町村の状況を踏まえ、負担の適正化を図り本要求すること。

- ③使用料については、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、これまで無料であったものも含め、現負担額が適正であるか十分検討するとともに、手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に沿った対応をとること。
- ④国県支出金については、経済情勢、国、県の予算編成及び地方財政措置等の動向に加えて、各補助金の補助対象要件等を的確に把握した上で、補助対象事業となるよう創意工夫をするなど、新たな補助金の獲得に向けて積極的に取り組むこと。既存補助金については過去の収入実績を勘案して、確実な額の把握に努めること。特に、県支出金については、県担当部局と連絡を密に行い情報収集を図るとともに、県補助金が廃止及び減額される場合は、歳出予算の見直しを迫られることから企画政策課及び財政課と協議すること。また、民間の補助金や助成金も活用できないか併せて確認・検討すること。
- ⑤町債については、「プライマリーバランスの黒字化維持」の観点からその発行等は慎重に考察し、やむを得ないもののみとすること。
- ⑥広告掲載料やネーミングライツ導入などにより、新たな財源確保に積極的に努めること。また、基金については、設置目的に沿った事業の財源として、適時かつ有効な活用を図ること。
- ⑦行政財産については、その目的とする事業に支障がない限り、行政財産の目的外使用を認め、財産収入の確保を図るとともに、各課等において管理する重要物品を含め財産の活用、売却等について再度精査すること。

(3) 歳出に関する事項

- ①総合計画 2040 第 2 次実施計画策定に係る新規事業の町長ヒアリングでの指示事項等を踏まえ、本予算編成方針及び留意事項等に沿って本要求すること。また、成果がない事業や効果が薄い事業については成果等が見込める事業への組み替えや抜本的な実施方法の見直しなどを行い、出来ない場合は原則として事業を廃止すること。
なお、基本的に、別に通知する配分調整額の範囲内で本要求すること。ただし、予算要求後に社会情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整することとする。
- ②会計年度任用職員の予算要求にあたっては、その事務事業の内容を十分検討し、不要不急事務等の徹底した排除を行い、安易に職員を雇用することがないように努めること。やむを得ず予算要求する場合は、必ず人事課と事前調整をしてから予算要求を行うこと。

- ③旅費については、近隣及び電車では不便な場所については公用車対応とし、公用車対応外の場合には、寒川町職員の旅費に関する条例第 6 条前段の趣旨のもと、必要最低限度の人員で計上すること。また、できる限りオンライン会議を活用するなど、会議の在り方を工夫、検討すること。視察研修などにかかる旅費以外の関連費用については、事前に人事課及び財政課と十分調整を行うこと。
- ④需用費については、エネルギー価格・物価高騰による影響も考慮した上で、経費の徹底した見直しを行い、真に必要なものだけを計上すること。特に、消耗品費等においては、「寒川町広告付き物品の提供の取扱いに関する要綱」を最大限に活用するなど、安易に計上しないこと。また、物品購入等について、複数の課で、仕様・様式が共通（類似）しているものを購入する場合は、可能な限り各課で連携して一括購入すること。
- ⑤通信運搬費については、郵便料金の改正を反映した金額で予算要求すること。なお、郵送料については、郵便局の各種割引サービスを可能な限り活用し、経費削減に努めること。
- ⑥手数料については、令和 6 年 10 月 1 日以降、公金振込時の振込手数料が生じているため、その分も含めた金額で予算要求すること。その他、直近の情報に留意し、計上漏れがないよう適切に予算要求すること。
- ⑦委託料については、その事業内容、必要性を十分検討した上で、適正な額を計上すること。特に、管理・保守点検等の委託については、その内容の徹底した見直しを行うこと。さらに、職員で対応できる業務（特に、計画策定、調査委託、工事等の設計、監理）等については最大限削減すること。なお、工事等の設計については適正な設計内容が担保されるよう留意すること。
- ⑧公共施設の計画的な更新・修繕費等については、公共施設再編計画に基づくもののみ要求を認めることとする。なお、利用者の安全確保など緊急やむを得ないものは別途要求を認めることとするが、対象施設の必要性も含めてあらゆる角度から修繕等の必要性を検証し、論理的に説明できるものに限定し、必ず財産管理課と事前調整をしてから予算要求を行うこと。また、公共施設の整備、更新等については「寒川町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」に基づき、PPP/PFI の手法を優先的に検討すること。
- ⑨債務負担行為の設定に当たっては、設定期間中における支出額の偏りについて留意すること。
- ⑩補助金については、公費支出の妥当性、補助事業の目的及び効果（成果）を検証した上で関係者と調整し、計上すること。特に、事業費補助の視点から、団体が実施する事業に要する費用として最低限度のものに限り補助を行うようにすること。また、補助団体における繰越金及び自立性（自主財源の確保）について確認すること。なお、茅ヶ崎市等の行政間での支出が必要な補助金等については、関係機関等と十分に調整を行うこと。

①義務的経費のうち特に扶助費においては、町単独事業、横出し及び継ぎ足し単独分について、事業の必要性を含め精査し、見直しを図ること。

(4) 特別会計予算に関する事項

①前記事項に準じて行うが、地方自治法第 209 条第 2 項及び特別会計条例の本来の趣旨に則り、経営効率の改善を進めること。

②使用料・保険料などの町民負担の適正化を念頭に財源の確保を図り、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努めること。

③一般会計からの繰入金については、法定（基準内）である一般事務経費などを削減するとともに、基準外繰入金充当先についても再度精査し、一般会計の過度な負担とならないよう努めること。

(5) その他

①各部・課等に関連する事務事業については、施策責任者の指示の下、関係部課等との連携を密にし、十分協議の上、効率性、統一性を欠くことのないよう予算計上すること。

②予算と関連する条例及び規則等の制定、改廃等の諸準備については、総務課と協議を行うこと。

③建築営繕に係る設計、工事等の予算見積については、財産管理課へ依頼し、協議したうえで予算計上すること。

④「公の施設の管理運営」については、公共サービスの向上や行政の効率化等を図る観点から、民間事業者のノウハウ等を活用することにより効率的かつ効果的に公共サービスを提供することが期待できる「指定管理者制度」や「PPP/PFI 手法」の導入を積極的に検討すること。

⑤本要求にあたっては、まちづくり懇談会や各種審議会等、議会のほか、監査委員の意見、指摘事項等についても十分把握・認識し、検討のうえ予算要求に反映させること。

⑥細部については、「令和 7 年度当初予算本要求要領」によること。

⑦その他、情勢の変化に伴う連絡事項については、必要の都度、通知する。